学校職員の懲戒処分について(令和5年4月教育委員会定例会)(議案第1号関係)

		No.			1
処	分	年	月	日	令和5年4月17日
処	分	の	種	類	戒告
処	分	の	理	由	交差点安全進行義務違反(重傷事故)
					(概要) 令和4年9月6日(火)午前7時30分頃、通勤のため普通乗用自動車を運転し、盛岡市津志田町の市道を走行中、信号のない交差点を一時停止後直進するにあたり、安全確認不十分のまま進行し、同交差点出口の自転車通行可の歩道を進行方向右側から走行してきた相手方が運転する自転車に自車前部を衝突させ、全治約3か月間を要する頭部等への挫創の傷害を負わせた。
事年		: 月		生日	令和4年9月6日(火)
被年	処	分	者	の齢	60 歳代
被所	処	分	者	の属	県立高等学校
被	処分	分者	どの	職	実習教諭
備				考	

【教職員課 県立学校人事担当(内 6130)】